

回 覧

平成 26 年 5 月 7 日

町 民 各 位

日本赤十字社千葉県支部
一宮町分区長 玉川孫一郎

一宮町社会福祉協議会
会 長 白 井 陽

日本赤十字活動社資継続支援のお願い

日本赤十字活動資金につきましては、町民各位のご支援ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

日本赤十字社は、「人の命と尊厳を守る」ことを基本概念として、さまざまな人道的活動を展開しております。

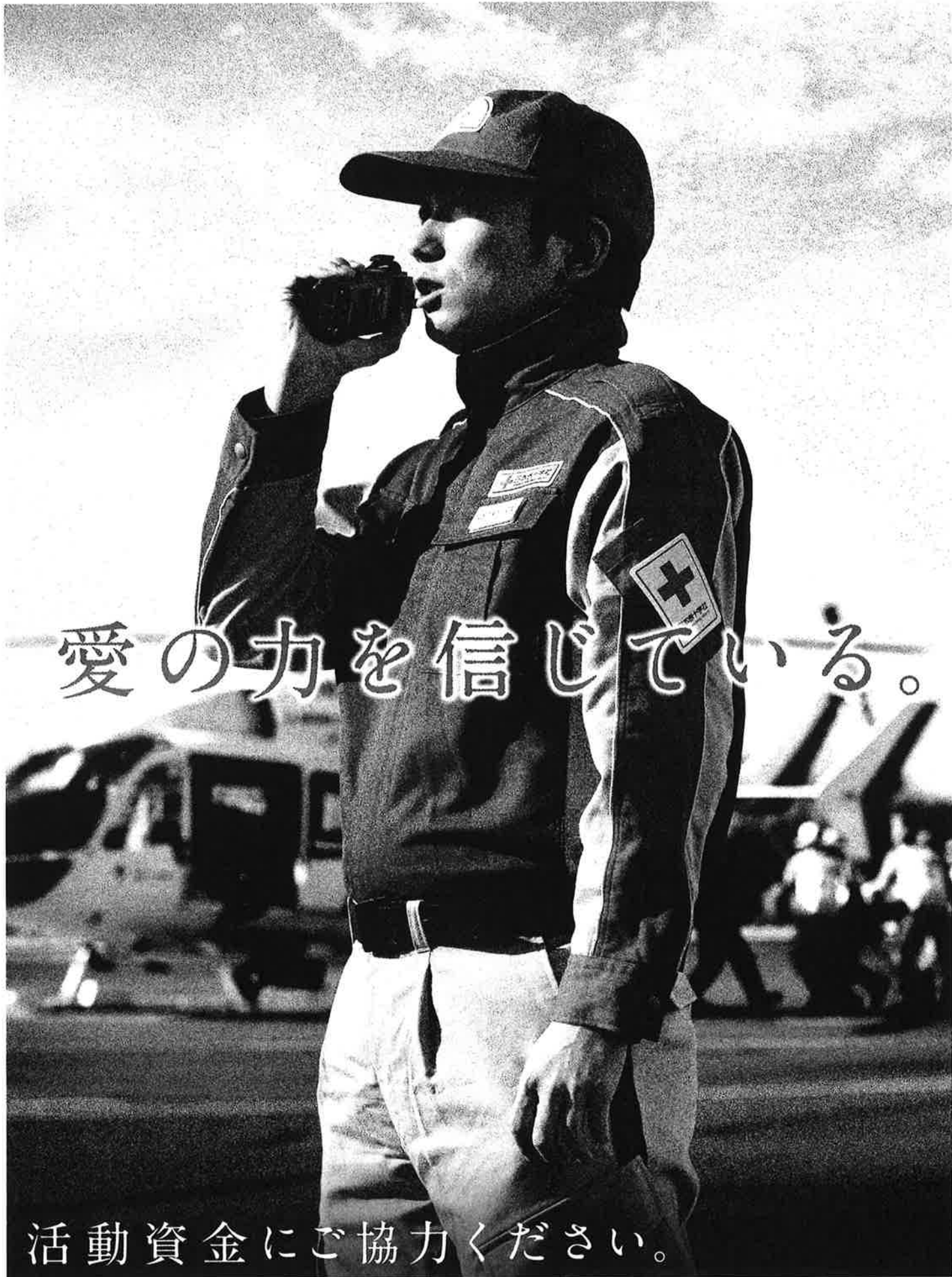
今年もこの趣旨のもと5月・6月の2ヶ月間を「赤十字運動月間」とし、全国一斉に実施されます。

例年同様、皆様のご理解と暖かいご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- | | | |
|---------|---------------------|------|
| 1. 社資の額 | 1世帯あたり | 500円 |
| 2. 納入方法 | それぞれ区長さんを通じて納入ください。 | |

お問い合わせ先
一宮町社会福祉協議会
住所 一宮町一宮 1865
電話 42-3424



愛の力を信じている。

活動資金にご協力ください。

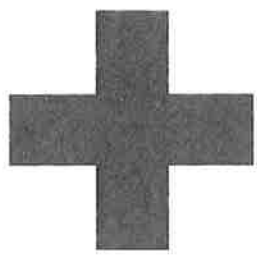
5月・6月は赤十字運動月間です。

 日本赤十字社 千葉県支部
Japanese Red Cross Society

赤十字 ちば

検索

TEL : 043-241-7531

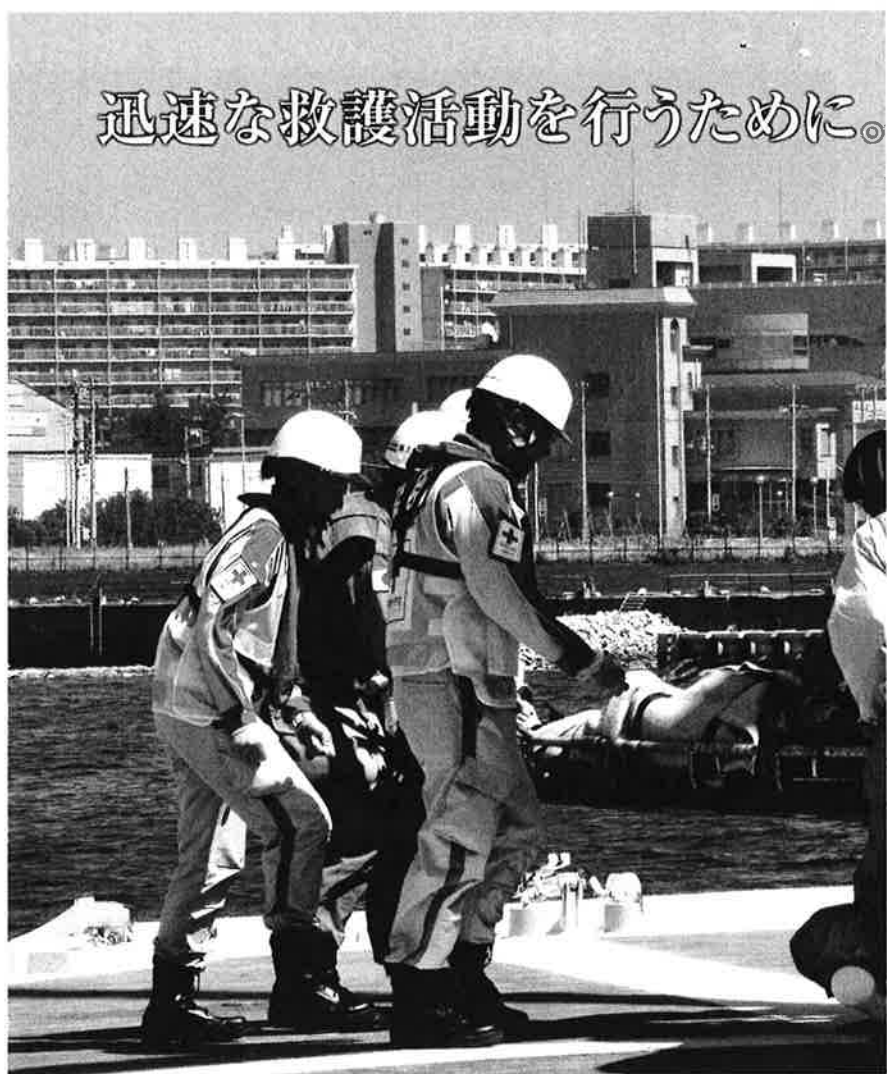


「人間を救うのは、人間だ。」

わたしたちは、苦しんでいる人を「救いたい」という思いを結集し、
いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

これらの赤十字活動は、
ボランティアの方々と、
県民の皆さまからのご寄付により
支えられています。
ご協力をお願いします。

迅速な救護活動を行うために。



日本赤十字社 千葉県支部では皆様の

世界の苦しむ人々を
笑顔にかえるために。



フィリピン中部台風救援に派遣された千葉県支部職員

人を思いやる心を
育てるために。



あなたが支える 赤十字活動

災害救護体制の充実・強化

～人々に安心を届けるために～

災害の発生に備え、迅速かつ円滑な救護活動を展開するため、医療救護班や防災ボランティア等の機能強化を図るとともに、救護装備の整備を行っています。

国際活動の充実

～あなたの援助が世界に届く～

国際赤十字の一員として、緊急救援、復興支援から長期にわたる開発協力など、世界各地で活動しています。

健康・安全のための知識と技術の普及

～大切な人、守れますか～

日常生活に潜む不慮の事故、病気に対して正しい救命・応急手当が出来るよう、必要な知識と技術を普及するため、救急法等講習会を実施しています。

赤十字ボランティアによる活動

～たすけあう心～

地域に根ざした奉仕活動を推進し、より良い地域社会の実現を目指して活動しています。

青少年赤十字の活動

～人を思いやる心を育てる～

将来を担う青少年が、日常生活の中で、人のいのちと健康を大切に、人間として互いを尊重し合い、世界の平和のために貢献できるように自らを育むことを目指して活動しています。

看護師の育成

～人間性豊かな看護師を～

赤十字看護師として、災害救護や赤十字病院に従事する人間性豊かな看護師の育成を行っています。

医療事業の充実

～地域社会の健康を守って～

成田赤十字病院は、地域の中核病院として地域医療に貢献することはもちろん、国内外の災害で医療救護活動を実施しています。

血液事業の推進

～安全性の高い血液を安定的に～

かけがえのない命を救うために、安全性の高い輸血用血液を医療機関を通じて患者さんのもとにお届けしています。

皆様のご支援をよろしくお願いいたします



寄付でこのような活動を行なっています!



大切な人の命を
救うために。

人間性豊かな
看護師を育てるために。

平成26年度に皆様からお寄せいただく資金で次のような活動を行います。
(総額と内訳)



～赤十字活動は、皆様の温かいご支援により支えられています。～
赤十字活動資金にご協力ください。

日本赤十字社の活動資金

赤十字活動資金は「社費」と「寄付金」に区別されています。「社費」とは社員(会員)として継続して支援いただく会費のことで、「寄付金」とは社費以外の任意の寄付のことです。

●社員(会員)による継続的支援

日本赤十字社は「社員をもって組織する」、「社員は社費として毎年500円以上を納入する」と日本赤十字社法及び同定款に定められております。ここでいう「社員」は株式会社などの会社員という意味ではなく社団法人の社員または会員と同様のものです。

赤十字活動の趣旨を理解し、これを支持する人は老若男女を問わずだれでも社員に申し込むことができます。

- 赤十字活動資金へのご協力は、一人ひとりの自由意志でお願いするもので決して強制ではございません。
- 赤十字活動資金へのご協力は、郵便局や銀行窓口からのお振り込み、口座引き落としによる方法もございます。

※お問い合わせ・お申し込みについては、下記までご連絡ください。

一世帯あたり500円を目安にご協力をお願いします。



ご寄付に対する 税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してなされる寄付金(社資)については、その公益性から、税制上の優遇措置があります。

個人に対する税制上の優遇措置

優遇区分	措置の内容等
所得税 (所得控除)	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
相続税 (非課税)	相続により取得した財産(全部または一部)を寄付した場合、寄付した相続財産の価格が相続財産から除外されます。

法人に対する税制上の優遇措置

優遇区分	措置の内容等
法人税	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

日本赤十字社は「人間のいのちと健康、尊厳を守る」人道的活動を展開しております。詳しい活動内容については、下記のホームページをご覧ください。

